



埼玉県報

第 2 4 4 2 号
平成24年11月16日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示\(税務課\)](#)
- [県有地の売却に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [蓮田都市計画生産緑地地区の変更告示\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [神扇落悪水路土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [八条用水路土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [越谷駅東口市街地再開発組合における理事長の氏名等の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する契約の相手方等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [埼玉県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器等賃貸借に関する落札者等の公示\(総合教育センター\)](#)
- [埼玉県立総合教育センター研修サポートシステム運用保守業務委託に関する落札者等の公示\(総合教育センター\)](#)
- [埼玉県立図書館資料等搬送業務委託に関する落札者等の公示\(熊谷図書館\)](#)
- [犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [男性警察官用短靴の製造請負に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道金明町鳩ヶ谷線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [平成24年度第3回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人カンボジアを支える会
- 三 代表者の氏名
北山 俊子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番地の一ヴィルセゾン小手指四百九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、カンボジアの復興を支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人澁澤榮一翁遺徳顕彰会
- 三 代表者の氏名
久保田 一雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市血洗島九十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青淵・澁澤榮一翁のご遺徳を顕彰し、地域活性の礎となすものとする。

告 示

埼玉県告示第千五百三十八号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	平成二十四年十一月七日	法人又は団体の名称	学校法人東京国際大学
代表者の氏名	倉田 信靖	主たる事務所の所在地	東京都新宿区高田馬場四―二十三―二十三

告示

埼玉県告示第千五百三十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 一

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
幸手市中四丁目四二八六番二	宅地	一、二三四・一〇
幸手市中四丁目四二八六番三	宅地	一、八六三・九〇

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
幸手市中四丁目四二八六番地二	寄宿舎	三三三・一
幸手市中四丁目四二八六番地二	寄宿舎	一五二・三二
幸手市中四丁目四二八六番地三	寄宿舎	八四二・一六
幸手市中四丁目四二八六番地二	物置	二二・五五
幸手市中四丁目四二八六番地二	物置	一三・五五

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に該当する者は、入札に参加できない。

イ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の

規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十一条の規定に該

当する者

ハ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ニ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的壊的活動を行う団体及びその構成員

ホ 当該物件の購入目的が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに関連する業務に係る場合に
おける買受けの申出人

ヘ ハ、ニ又はホに該当する者から委託を受けた者

ト 県に提出した書類に虚偽の記載をした者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課財産活用担当 大沢、深山

電話〇四八―八三〇―二五八四（直通）

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十四年十一月二十七日（火）から十一月二十九日（木）までの午前十時から午後四時までの間（正午から午後一時までの間を除く。）に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十四年十二月三日（月）午前十時三十分から

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

職員会館六三一会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額（銀行振出の小切手又

は現金により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

告 示

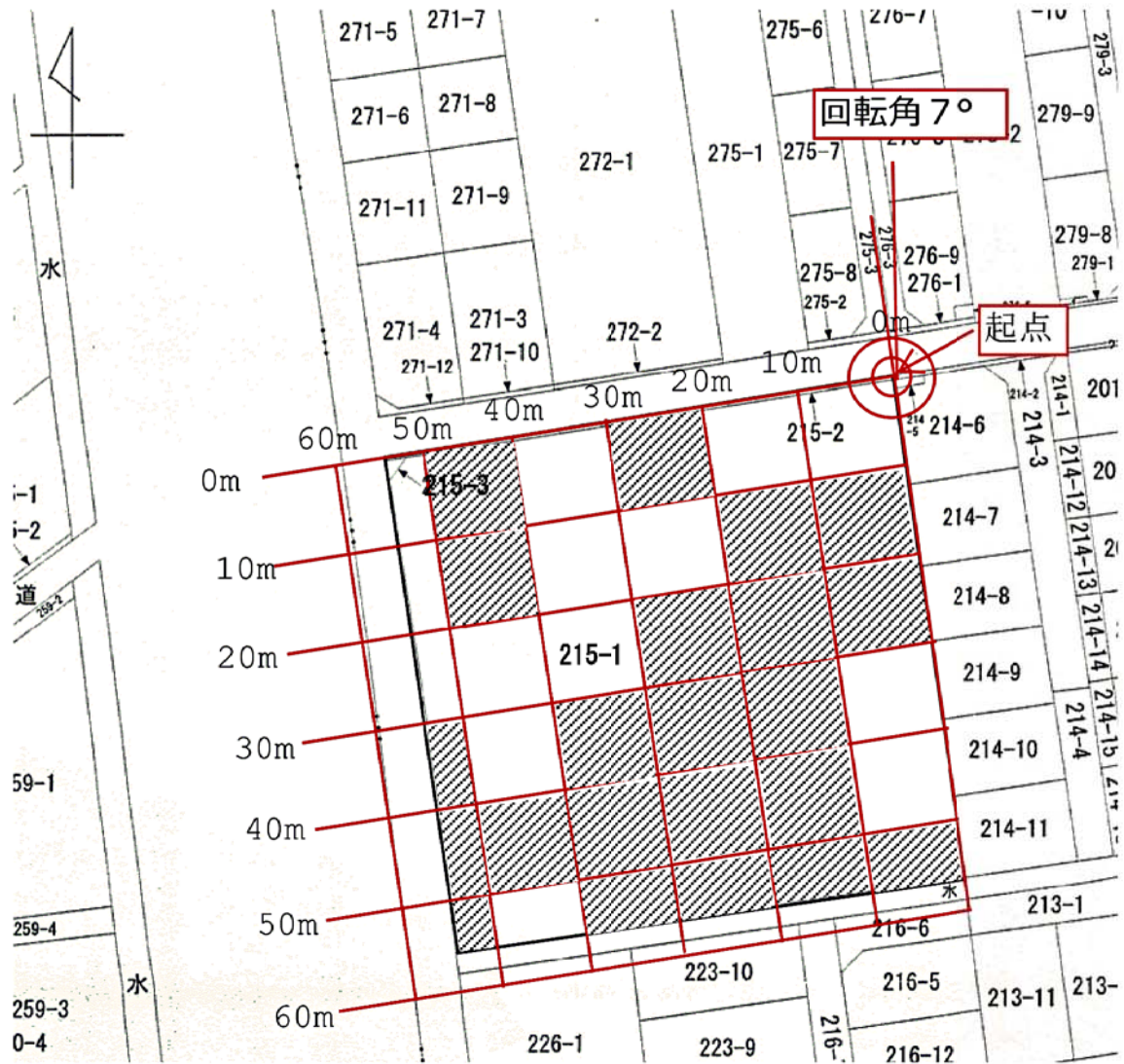
埼玉県告示第千五百四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第八百十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。


平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊勢野字根通二百十五番一の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



起点は、八潮市大字伊勢野字根通 215-1 の最北端とする。
 回転角は、 7° とした。
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔引いた構成される格子を、起点を支点に回転させた角度を示す。

 指定を解除する区域

告 示

埼玉県告示第千五百四十一号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ蓮田店

埼玉県蓮田市東四 四千二百五十八 二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二 十九 十 外 計二十二者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二 十九 十

株式会社ワイティーム 代表取締役 新保元英

東京都新宿区新宿一丁目十九番十号 外 計二十三者

ハ 変更年月日

平成二十二年十一月一日

二 届出年月日

平成二十四年十一月六日

ニ 縦覧期間

平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ蓮田店

埼玉県蓮田市東四 四千二百五十八 二外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八一七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七〇四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一一か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 九か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十五年七月七日

二 届出年月日

平成二十四年十一月六日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加治ビル

埼玉県富士見市羽沢三丁目三十一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）午前八時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後十時十五分

（変更後）午前七時四十五分から午後十時十五分

ハ 変更年月日

平成二十四年十一月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十四年十一月五日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神扇落悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	上原宗一	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千二百二十番地
同	武井正	同 幸手市大字平須賀三千百五十五番地
同	張ヶ谷幸夫	同 中野三百十二番地
同	船川由孝	同 神扇千五百七十番地
同	小出義臣	同 長間九百五十八番地一
同	伊丹栄	同 木立千九十番地
同	中山鋭男	同 下吉羽千三百七番地
監事	藤沼一博	同 神明内二百四十三番地
同	関忠一	同 北葛飾郡杉戸町大字遠野五百六十四番地一
同	中村實	同 幸手市平須賀二丁目三百六十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	上原宗一	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千二百二十番地
同	服部貞夫	同 幸手市大字下吉羽百四十三番地一
同	坂斉武男	同 神扇千五百九番地
同	根岸昭一	同 木立百七十七番地一
同	浜名昇	同 長間二百七十番地一
同	中村實	同 平須賀二丁目三百六十三番地
同	張ヶ谷幸夫	同 大字中野三百十二番地
監事	木村勝男	同 神明内九百三番地
同	関忠一	同 北葛飾郡杉戸町大字遠野五百六十四番地一
同	武井正	同 幸手市大字平須賀三千百五十五番地

告示

埼玉県告示第千五百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八条用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	戸部 宗三郎	埼玉県草加市柿木町三百二番地
同	鈴木 弘	越谷市東町三丁目五百十二番地
同	秋山 正策	同 相模町一丁目三百十五番地
同	田中 喜久雄	同 川柳町二丁目二百五十一番地一
同	豊田 清	八潮市緑町三丁目五番地一
同	萩野 信雄	同 大字八条三千七百四十八番地
監事	加藤 芳隆	草加市青柳三丁目三十七番地三
同	石垣 清次	越谷市大成町二丁目七十七番地
同	宇田川 武雄	八潮市大字八条三百九十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	戸部 宗三郎	埼玉県草加市柿木町三百二番地
同	鈴木 弘	越谷市東町三丁目五百十二番地
同	秋山 正策	同 相模町一丁目三百十五番地
同	會田 孝雄	八潮市大字八条三百二十八番地
同	豊田 清	同 緑町三丁目五番一
同	中村 喜久三	越谷市大成町二丁目百二十二番地
監事	田中 喜久雄	同 川柳町二丁目二百五十一番地一
同	加藤 芳隆	草加市青柳三丁目三十七番地三
同	萩野 信雄	八潮市大字八条三千七百四十八番地

告 示

埼玉県告示第千五百四十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、越谷駅東口市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名 高藤 弥

住所 埼玉県越谷市弥生町十七番二号 二〇二三

告 示

埼玉県告示第五百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立和光特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グランシャリオ202
- 5 落札金額
430,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年8月7日

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立本庄特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ファースト秩父バス 埼玉県秩父市品沢字宮前494番地1
- 5 落札金額
155,274,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年8月7日

告示

埼玉県告示第千五百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立行田特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年10月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間 1 丁目20番36号
- 5 契約金額
468,702,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号に該当

告示

埼玉県告示第千五百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立総合教育センター総務担当 埼玉県行田市富士見町2丁目24番地
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
J A 三井リース株式会社 東京都品川区東五反田2丁目10番2号
- 5 落札金額
31,740,660円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年8月10日

告示

埼玉県告示第千五百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立総合教育センター研修サポートシステム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立総合教育センター総務担当 埼玉県行田市富士見町2丁目24番地
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ユーキャン 栃木県宇都宮市戸祭台24番地6
- 5 落札金額
15,980,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年8月10日

告示

埼玉県告示第五百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館資料等搬送業務委託 一式（予定搬送回数 1,097回）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立熊谷図書館図書館協力担当 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号

3 落札者を決定した日

平成24年9月7日

4 落札者の氏名及び住所

熊谷通運株式会社 埼玉県熊谷市筑波3丁目193番地

5 落札金額

18,795円（搬送1回当たりの単価（税込み））

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年7月27日

告 示

埼玉県告示第五百五十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年3月1日(金)から平成29年2月28日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月26日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月25日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月26日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年12月26日（水）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年12月17日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年11月20日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of personal computers and servers designed for assisting criminal investigations.
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,December 26,2012 By mail;5:00p.m.,December 25,2012 In person; 10:30a.m., December 26,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告示

埼玉県告示第五百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
男性警察官用短靴 6,290足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
大阪生江靴被服販売協同組合 大阪府大阪市城東区古市1丁目7番9号
- 5 落札金額
44,250,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年7月27日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 金明町鳩ヶ谷線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
九六番二地先まで	草加市新善町字四郎治四〇〇番地先から同市新善町字四郎治三	区 間
一三・三五 一三・五〇	一〇・六〇 一〇・六〇	敷地の幅員 (メートル)
五二・〇〇		延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年七月二十三日

指令川建セ第二四〇〇三一〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月十二日

川建セ第二四 六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字飯島新田字中山四二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市南小浜五六〇番地一 サザンクロス104

大澤 淳

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年七月十日

指令川建セ第二四〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月十三日

川建セ第二四〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字北宿一〇一番号の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市山崎町三番地一 一 メゾンリバーサイド203

佐久間 徳秋

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月二十九日

指令川建セ第二一〇〇三六三号

二 検査済証番号

平成二十四年十一月十三日

川建セ第二四〇〇六二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町ひばり台三丁目一番、一五三番三、一五七番一、一五七番六、一五七番八、一六四番、一六七番一、一六八番一、一六八番三、一七〇番八、一七〇番一二、一七〇番一三、一七〇番一四、一七三番五、一八四番四、一八四番五、一八七番、一八八番、一九六番一、一九六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三重県鈴鹿市国府町七七五四番地の一

株式会社ホンダロジステイクス 代表取締役 永井 高志

告 示

埼玉県教委告示第四十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年十一月十六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年十一月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十四年十二月定例会提出予定案件について

ロ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ハ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第258号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成24年11月16日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成24年12月18日（火）及び12月19日（水）

イ 技能審査

平成25年2月2日（土）、2月12日（火）、2月13日（水）、2月14日（木）及び
2月15日（金）

ウ 面接審査

平成25年2月2日（土）、2月20日（水）、2月21日（木）及び2月22日（金）

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成24年11月16日（金）から11月30日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに11月23日（金）を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）